

番号単価に関する参考資料

1 番号単価の修正に関する規定

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条第1項の規定に基づき総務省告示により規定されている。

総務省告示第429号（平成18年7月31日）

（番号単価の算定方法）

第1条 番号単価は、原則として毎年度9月末に次の式のより算定するものとする。

以下省略

（番号単価の修正）

第2条 前条第1項の番号単価は、原則として翌年度の4月に次の式により修正するものとする。

以下省略

2 番号単価修正の基礎となる使用電気通信番号の総数

番号単価算定時	（H18.6月末現在）	179,209,533	番号
修正番号単価算定時	（H19.1月末現在）	181,218,507	番号
（差し引き増数		2,008,974	）

3 現行番号単価

合算番号単価 7円（7.1152640240円を整数未満四捨五入）

番号単価 NTT東日本分 3.49551360円
NTT西日本分 3.50448640円